

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

基本契約書（案）

（SPCを設立する場合に適用）

令和7年9月

広島市

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
基本契約書（案）

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「発注者」という。）と、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とする [] グループの各構成員（以下「事業者」といい、個別に「構成員」という。）及び []（以下「SPC」という。）は、以下のとおり合意し、本基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結した。

前 文

発注者は、既存の広島市西部水資源再生センター下水汚泥燃料化施設（以下「既設汚泥燃料化施設」という。）を更新し、これを運営することとした。

発注者は、本事業に関し、下水汚泥再資源化施設は、施設整備段階から運営のノウハウを活かし、もって効率的な維持管理を行うため、施設の設計・建設から維持管理・運営までを民間事業者が一体で行うDBO（Design Build Operate）方式で実施するものとした。

また、脱水汚泥受入施設については、既存の汚泥処理施設に他センターからの下水汚泥を受け入れるための機能を追加するもので、既存の汚泥処理施設と一体管理することが効率的であることから、維持管理・運営を含まないDB（Design Build）方式で実施するものとした。

本事業の実施目的は、西部水資源再生センターで実施している下水汚泥燃料化事業の期間が、令和13年度に終了することに伴い、既設汚泥燃料化施設を、処理能力を拡充した下水汚泥再資源化施設として更新するとともに、他の水資源再生センターの脱水汚泥等を受け入れるための施設を整備して下水汚泥の集約処理を可能にすることにより、社会情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な汚泥処理体系を構築することで、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に貢献することを目指すものである。

発注者は、本事業を実施する事業者を一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）により募集及び選定するにあたり、2025年（令和7年）9月19日の入札公告に基づき入札説明書、落札候補者決定基準、要求水準書及び契約書（案）等（これらの資料に関する質問・回答書を含む。）（以下「入札公告資料」という。）の資料を公表又は配布した。

発注者は、入札公告資料に従い、事業者から提出された技術提案書及びその他の関連書類に基づき、[] グループを落札候補者として決定した。事業者は、発注者との間で、本事業に関し、2026年（令和8年）〇月〇日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

事業者は、基本協定第4条の定めに従い、本事業に係る維持管理・運営業務を行わせるために、SPCを設立した。

発注者並びに事業者及びSPCは、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第6条の定めに従い、発注者並びに事業者及びSPCが、本事業に関する事業契約を締結するにあたり、本事業の全般にわたる事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、発注者と工事請負事業者との間の工事請負契約、発注者とSPCとの間の維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約により不可分一体として事業契約を構成する。

(目的等)

第1条 本基本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本契約における用語は次に規定する意味を有する。なお、本基本契約において定義されていない用語については、別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き、要求水準書及び入札説明書において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- (1) 「工事請負契約」とは、発注者と工事請負事業者の間で締結される本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計・施工業務に関する契約をいう。
- (2) 「維持管理・運營業務委託契約」とは、発注者とS P Cの間で締結される下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務に関する契約をいう。
- (3) 「下水汚泥再資源化物売買契約」とは、発注者とS P Cの間で締結される下水汚泥再資源化物の売買に関する契約をいう。
- (4) 「付帯事業契約」とは、事業者の任意提案に基づき、発注者と構成員のうち付帯事業を担う企業の間で締結される民設民営かつ独立採算による契約をいう。
- (5) 「本施設」とは、本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等をいう。
- (6) 「構成員」とは、[] グループを構成する企業をいう。
- (7) 「S P C」とは、構成員が自らを株主として出資設立する本事業の維持管理・運營業務を目的とする特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。
- (8) 「構成企業」とは、構成員のうち、S P Cに出資する企業をいう。
- (9) 「協力企業」とは、S P Cから維持管理・運營業務の一部を委託される構成員のうち、構成企業以外の企業をいう。
- (10) 「事業契約」とは、本基本契約、工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約の総称をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者及びS P Cは、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業の事業日程については、別紙1に示すとおりとする。ただし、別紙1の事業日程は、本契約の当事者全員の合意により、変更することができる。

(業務内容)

第5条 本事業において、事業者及びS P Cが行う業務は、別紙2に示すとおりとし、事業者を構成する各構成員及びS P Cは、各当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

2 事業者及びS P Cは、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用

と責任においてこれを行い、事業契約を履行しなければならない。

(役割分担)

第6条 本事業の遂行において、事業者を構成する各構成員及びSPCは、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び実施責任を負う。

- (1) 工事請負事業者は、発注者から別紙2第1項記載の本施設の設計・施工業務の一切を一括して請け負い、工事請負契約を履行する。
- (2) SPCは、発注者から別紙2第2項記載の本施設の維持管理・運營業務及び下水汚泥再資源化物の買い取りに関する業務の一切を受託し、維持管理・運營業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約を履行する。
- (3) 構成員のうち付帯事業を担う企業は、事業者の任意提案に基づき、当該企業の責任と負担において、付帯事業契約を履行する。
- (4) 各構成員及びSPC間において、本事業に係る業務の責任分担について問題が発生した場合は、構成員及びSPCは代表企業による構成員間及びSPCの調整に協力しなければならない。また、構成員及びSPCの中のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、他の構成員又はSPCに損害が発生した場合は、各構成員及びSPC間で解決するものとし、損害を被った構成員及びSPCは発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

2 事業者及びSPCは、相互間の連携をもって本事業を遂行し、本事業に係る債務について、発注者に対し、連帯して責任を負う。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第7条 工事請負事業者は、設計・施工業務を一括して請け負うに当たり、代表企業を代表者とした特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を結成するものとし、建設JVの結成及び運営に関し、特定建設工事共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。ただし、建設JVを結成せず、単独企業である場合には、この限りでない。

2 工事請負事業者は、前項の定めるところに従って締結された協定書の写しを、当該協定書の締結後速やかに、発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

(SPCの運営)

第8条 構成企業は、本施設の維持管理・運營業務を遂行させることを目的として、SPCを適法に新設したものであることを確認する。ただし、事業者の任意提案に基づきSPCが付帯事業を担う場合には、当該付帯事業を目的に追加することができる。

2 構成企業は、SPCの設立及び運営に関して締結した株主間の契約が、次の各号に定める事項を含み、かつ、構成企業が次の各号に定める事項に反する書面によるか又は口頭による合意を締結していないことを確認する。

- (1) SPCは 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社及び監査役設置会社とすること。
- (2) SPCの本店住所を本事業の用地以外の広島市内とし、広島市域外の土地に移転させないこと。

- (3) S P Cの担当する業務は、維持管理・運営業務の受託及び本基本契約においてS P Cが担当すべきとされるその他の業務のみとし、S P Cの会社の目的をその範囲に限定すること。
 - (4) S P Cの株式は譲渡制限株式の1種類とし、S P Cの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
 - (5) S P Cは、設立時の資本金を任意とし、維持管理・運営業務の業務委託開始日までに技術提案書により提案された金額となるよう増資を行うものとする。かかる増資により資本金が変更された場合においても、代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有する議決権普通株式の保有割合の合計が100分の50を超える状態を維持し、業務委託期間中は当該状態を発注者の事前承認なく変更してはならない。
 - (6) 構成企業以外の者がS P Cに出資していないこと、代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有するS P Cの議決権普通株式の保有割合の合計が100分の50を超えるものであることを確認の上、業務委託期間を通じて、かかる状態を維持し、かつ、発注者の事前の同意なくしてこれを変更し、又は、構成企業以外の者による出資は行わせないこと。
 - (7) 構成企業は、S P Cが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成企業の全部若しくは一部が連帯して、又は、いずれかの構成企業が単独で、S P Cを倒産させず、S P Cが維持管理・運営業務委託契約上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる運営業務費総額を上限として、S P Cへの追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (8) S P Cは維持管理・運営業務を実施するための人員を確保すること、構成企業はこれに協力すること。
- 3 構成企業は、各自の保有する議決権を行使して、本条第2項第1号から第6号の定め反してS P Cの本店所在地、S P Cの目的、S P Cの資本金額その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 S P Cは、本基本契約締結後速やかに、発注者に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとする。なお、その後、その定款を変更したときには、速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出するものとする。
- 5 構成企業は、発注者に対し、本条第2項第7号から第8号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
- 6 構成企業は、その保有するS P Cの株式に対し、発注者の請求に基づき担保権を設定するものとする。
- 7 前項の定める場合を除くほか、構成企業は、本基本契約の終了に至るまで、次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとする。この場合において発注者に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後のS P Cの議決権普通株式の保有割合その他事業者が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) S P Cの株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 設立時の株主以外の第三者の新株又は新株予約権の発行その他の方法によるS P Cへの資本参加の決定
 - (3) 代表企業及び構成企業のうち運転操作及び監視業務を担う企業が保有するS P Cの議決

権普通株式の保有割合の合計が100分の50以下となることとなるか又は代表企業がSPCの筆頭株主でなくなる事となる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

8 SPCは、前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者に関する発注者が定める書式の誓約書その他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出するものとする。

9 SPCは、経営の透明性を確保するために、翌事業年度開始の1か月前までに、翌事業年度の経営計画を、SPCが別途定めて発注者が承認した様式により作成のうえ、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、SPCに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、SPCは、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

10 SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。発注者は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(事業契約等)

第9条 工事請負事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で工事請負契約を締結する。

2 SPCは、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で維持管理・運営業務委託契約を締結する。

3 SPCは、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で下水汚泥再資源化物売買契約を締結する。

4 構成員のうち付帯事業を担う企業は、事業者の任意提案に基づき、基本契約締結日と同日付にて、付帯事業契約を締結する。

(設計・施工業務)

第10条 本施設の設計・施工業務は、設計及び施工業務を一括して実施するものとし、その概要は、別紙2第1項記載のとおりとする。

2 設計・施工業務の請負代金（消費税及び地方消費税を含む。）は、工事請負契約に定める。

3 設計・施工業務に係る契約条件の詳細は、工事請負契約による。

(維持管理・運営業務)

第11条 SPCは、下水汚泥再資源化施設等を長期的かつ包括的に運営するものとし、その概要は、別紙2第2項記載のとおりとする。

2 維持管理・運営業務の委託契約金（消費税及び地方消費税を含む。）及び下水汚泥再資源化物の買取単価は、それぞれ維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約に定める。

3 維持管理・運営業務に係る契約条件の詳細は、維持管理・運営業務委託契約による。

4 下水汚泥再資源化物の買い取りに係る契約条件の詳細は、下水汚泥再資源化物売買契約によ

る。

(付帯事業)

第12条 構成員のうち付帯事業を担う企業は、要求水準書に示す付帯事業に関する事業用地内にて、事業者の任意提案に基づく事業を実施し、その内容は、事業者が提出した技術提案書の内容のとおりとする。ただし、当該事業は任意事業であることから、事業提案がない場合は、本条の規定は適用しない。

2 付帯事業の運営は、事業者の責任と負担により実施する。

3 付帯事業に係る契約条件の詳細は、付帯事業契約による。

(損害賠償及び連帯保証)

第13条 構成員又はS P Cが本契約の規定に違反した場合には、発注者は、当該構成員又はS P Cに損害賠償を請求できるものとし、かかる請求権は本契約が終了した場合又は解除された場合であっても消滅しない。

2 構成員及びS P Cの発注者に対する事業契約に基づく金銭債務その他の本事業に関連する損害賠償支払義務及び違約金支払義務その他の金銭債務（以下「主債務」といい、かかる主債務を負担する企業を「主債務者」という。）については、他の構成員及びS P Cも連帯して責任を負うものとし、発注者は、構成員及びS P Cの全部に対して請求できるものとする（以下「連帯保証債務」という。）。

3 連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。いずれの構成員及びS P Cも、発注者がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、前2項に定める連帯責任の免責を主張してはならない。

4 いずれの構成員及びS P Cも、主債務者の発注者に対する債権をもって、連帯保証債務に係る発注者の債権と相殺してはならない。

5 いずれの構成員及びS P Cも、連帯保証債務の履行により発注者の主債務者に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。いずれの構成員及びS P Cも、発注者から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を発注者に無償で譲渡するものとする。また、いずれの構成員及びS P Cも、連帯保証債務の履行により主債務者に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、発注者が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。

6 本基本契約に基づく連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。

7 発注者は、連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、構成員又はS P Cに対して、発注者が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した構成員又はS P Cは、その受領した日から60日以内に、当該請求に係る連帯保証債務の履行を完了しなければならない。

8 いずれの構成員及びS P Cも、連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更（事業契約の内容の変更を含むがこれに限られない。）に従って、当然に変更されるものとすることを認識し、かつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

(後継企業の確保)

第14条 発注者は、本基本契約に基づき締結した工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約について、構成員の一方が倒産等の事由により、各契約の契約期間満了前に終了し、又はその義務の履行が困難となるおそれがあると発注者が合理的に認めた場合には、他の構成員に対して、後継企業の選定を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、他の構成員は、発注者が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって選定しなければならない。発注者が当該後継企業を承諾した場合（ただし、発注者は承諾の義務を負わない。）は、当該後継企業をして本事業に係る契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

3 S P Cは、維持管理・運營業務を維持管理・運營業務委託契約の定めるところに従って構成企業又は協力企業に対して再委託する。当該再委託に係る契約が解除及びその他の事由のいかんを問わず、業務委託期間の途中で終了する場合又はその義務の履行が困難となるおそれがあると発注者が合理的に認めてS P Cに要請した場合には、当該構成企業又は当該協力企業を除くその他の構成員は、当該構成企業又は当該協力企業に代わる、S P Cから再委託を受けて維持管理・運營業務を遂行する者の候補者（ただし、入札説明書で定める構成企業又は協力企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継企業候補者」という。）を探索し、当該構成企業又は当該協力企業に代わってS P Cから再委託を受けて維持管理・運營業務を遂行することにつき、後継企業候補者から内諾を得た上で、後継企業候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を開示して後継企業候補者への維持管理・運營業務の引継の検討を書面で発注者に打診することができる。当該打診が第17条第2項第2号の定めるところに従って本基本契約を解除する前になされ、かつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他発注者の定める諸規定が許容する限り、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、第17条第2項第2号の定めるところに従って本基本契約を解除しないことができる。

4 発注者は、前項の定めるところに従って後継企業候補者への維持管理・運營業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をS P Cに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、S P Cは、後継企業候補者との間で、維持管理・運營業務に係る再委託契約上の当該構成企業又は当該協力企業の地位を後継企業候補者に承継させる契約、又は維持管理・運營業務期間の残存期間に係る維持管理・運營業務の再委託に関する契約を締結することができ、当該構成企業又は当該協力企業以外のその他の構成員は、これに合理的な協力を尽くすものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 発注者、事業者及びS P Cは、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(秘密保持等)

第16条 発注者、事業者及びS P Cは、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者、事業者又はS P Cのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者並びに事業者及びS P Cが本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者並びに事業者及びS P Cは、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務に関与した者に開示する場合
 - (5) 発注者が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務をS P C以外の第三者に委託する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者及びS P Cは、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(契約の終了)

- 第17条 本基本契約は、第9条各項に定める各契約の締結をもって効力を生じ、当該各契約の全てが終了のときまで、本基本契約の各規定は発注者並びに事業者及びS P Cを法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、事業者又はS P Cが次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。ただし、第13条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。
- (1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。
 - (2) 締結している本基本契約以外の事業契約が発注者より解除された場合。
- 3 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第16条及び第19条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(リスク分担)

第18条 発注者、事業者及びSPCの責任分担は、別紙3「リスク分担表」に基づくものとする。

(管轄裁判所)

第19条 発注者並びに事業者及びSPCは、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第20条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者並びに事業者及びSPCが誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本契約書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

_____年__月__日

(発注者)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實 印

(代表企業)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

(S P C)

別紙1 事業日程

事業契約締結

2026年（令和8年）〇月〇日

1. 本事業に係る設計業務期間

本事業の設計業務期間は、工事請負契約を締結した日から2029年（令和11年）3月30日までを期限とする。

2. 本事業に係る施工業務期間

本事業の施工業務期間は、工事請負契約を締結した日から2037年（令和19年）3月31日までを期限とする。

なお、脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等（1系列目、2系列目）は、次項に示す維持管理・運營業務の開始時期に支障がないよう、以下に示す期日までに完成し、脱水汚泥受入施設等は本市に、下水汚泥再資源化施設等は維持管理・運營業業者に引継ぐこと。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| （1） 脱水汚泥受入施設等 | ： 2029年（令和11年）3月31日 |
| （2） 下水汚泥再資源化施設等（1系列目） | ： 2032年（令和14年）3月31日 |
| （3） 下水汚泥再資源化施設等（2系列目） | ： 2035年（令和17年）3月31日 |

ただし、既設汚泥燃料化施設（1系列目）の撤去期間である2031年度（令和13年度）及び既設汚泥燃料化施設（2系列目）の撤去期間である2034年度（令和16年度）は、準備工等に限るものとする。

3. 本事業に係る維持管理・運營業務期間

本事業の維持管理・運營業務期間は、維持管理・運營業務委託契約を締結した日から2055年（令和37年）3月31日までとする。

なお、下水汚泥再資源化施設等（1系列目）及び下水汚泥再資源化施設等（2系列目）の維持管理・運營業務の開始時期は、以下に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| （1） 下水汚泥再資源化施設等（1系列目） | ： 2032年（令和14年）4月1日 |
| （2） 下水汚泥再資源化施設等（2系列目） | ： 2035年（令和17年）4月1日 |

以上

別紙2 構成員が行う業務（詳細は要求水準書等記載のとおり）

1. 設計・施工業務

(1) 設計業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する設計業務
- ② 脱水汚泥受入施設等の設計業務
- ③ 下水汚泥再資源化施設等の設計業務
- ④ ①から③に付随する設計業務の一切

(2) 施工業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する施工業務
- ② 既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事
- ③ 脱水汚泥受入施設等の施工業務
- ④ 下水汚泥再資源化施設等の施工業務
- ⑤ ①から④に付随する施工業務の一切

2. 維持管理・運營業務

- ① 下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務（委託レベル3）
- ② 下水汚泥再資源化物の買い取り
- ③ ①及び②に付随する維持管理・運營業務の一切

以 上

別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者 及びSPC
共通	入札公告資料	1	入札公告資料の誤りに関するもの、記載内容の変更に関するもの	○	
	入札参加	2	入札参加費用の負担		○
	契約締結	3	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		4	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
	許認可取得	5	市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
		6	事業者が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
	政治	7	政策方針の変更	○	
	制度・法令変更	8	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
		9	上記以外で、本事業のみならず広く一般に適用される法令の変更又は新設に関するもの		○
	税制変更	10	消費税の変更	○	
		11	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
		12	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※1	○※1
	第三者賠償	13	市の帰責事由によるもの	○	
		14	事業者の帰責事由によるもの		○
		15	下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の契約不適合による事故・火災等によるもの		○
		16	既設汚泥燃料化施設の契約不適合による事故・火災等によるもの	○	
		17	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の施工段階以降の契約不適合による事故・火災等によるもの（内在する契約不適合を除く）		○
		18	下水汚泥再資源化施設等の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの		○
		19	脱水汚泥受入施設等の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの	○	
		20	既設汚泥燃料化施設の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの	○	
		21	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの（内在する契約不適合を除く）		○
		22	下水汚泥再資源化施設等の維持管理の不備によるもの		○
		23	脱水汚泥受入施設等の維持管理の不備によるもの	○	
		24	既設汚泥燃料化施設の維持管理の不備によるもの	○	
		25	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の維持管理の不備によるもの		○

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者 及びSPC
共通	第三者賠償	26	上記以外の事由によるもの	○※2	○※2
	第三者からの損害	27	市の帰責事由によるもの	○	
		28	事業者の帰責事由によるもの		○
		29	上記以外の事由によるもの	○※3	○※3
	住民対応	30	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの	○	
		31	事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理・運営）に関する住民苦情・要望等に関するもの		○
	環境問題	32	事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理・運営）に起因する環境の悪化によるもの		○
		33	上記以外のもの	○	
	物価変動	34	施工業務期間内の物価変動に関するもの	○※4	○※4
		35	維持管理・運営業務期間内（固定費）の物価変動に関するもの	○※5	○※5
		36	維持管理・運営業務期間内（変動費）の物価変動に関するもの	○※5	○※5
	金利変動	37	本事業期間内の事業者の借入金に対する金利変動に関するもの		○
	債務不履行	38	市の債務不履行により本事業が実施できない場合	○	
		39	事業者の事業放棄、破綻等により本事業が実施できない場合		○
40		事業者の債務不履行により本事業が実施できない場合		○	
不可抗力	41	天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象）、人為的（戦争、テロ、暴動等）等、通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等によるもの	○※6	○※6	
要求水準未達	42	設計・施工段階及び維持管理段階における要求水準未達	○※7	○※7	
設計段階	測量・調査	43	市が実施した地形・地質等現地調査に関するもの	○	
		44	事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するもの		○
	計画変更・遅延	45	市の帰責事由による計画変更	○	
		46	他事業者との調整や住民要望による事業計画等の変更 に起因するもの	○	
	設計変更・遅延	47	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者 及び SPC
設計段階	設計変更・遅延	48	他事業者との調整や住民要望による想定外の変更に起因するもの	○	
		49	事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	設計成果物の契約不適合	50	事業者が設計した施設・設備等に関するもの		○※8
施工段階	用地	51	市が提示する地歴調査結果及びその他の資料から予見できない事業用地の土壌汚染・埋設物等による事業の遅延、変更又は中止	○	
	計画変更	52	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		53	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	工事遅延	54	市の帰責事由による工事遅延	○	
		55	事業者の帰責事由による工事遅延		○
	施工管理	56	施工管理に関するもの		○
	工事費増大	57	市の帰責事由による工事費等の増大	○	
		58	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
	関係機関調整	59	関係機関との調整・協議により、技術提案時に推察できない要求事項により変更が生じたもの	○※3	○※3
	安全性確保	60	事業者の帰責事由による工事現場における事故・火災等		○
	施設・設備の契約不適合	61	事業者が新設した各施設及び各設備等に関するもの		○※8
62		既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の各施設及び各設備に関するもの（内在する契約不適合を除く）		○※8	
維持管理・運営業務段階	計画変更	63	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		64	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	切替後の運転	65	既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事により、下水汚泥燃料化事業及び下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運営業務等に支障を与えた場合		○

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者 及び SPC
維持管理・ 運営業務段階	切替後の運転	66	既設汚泥燃料化施設の 1 系と 2 系の切り離しに伴う本市が行う電気工事により、下水汚泥燃料化事業及び下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運営業務等に支障を与えた場合	○	
	維持管理・運営業務の遅延	67	市の帰責事由による維持管理・運営業務開始の遅延	○	
		68	事業者の帰責事由による維持管理・運営業務開始の遅延		○
	原料・ユーティリティ	69	処理水、雑用水、温水、上水及び電気（単独受電分を除く）の供給停止に関するもの	○※9	○※9
		70	事業者の責任において供給事業者と契約した、電気（単独受電分）及び薬品等の供給停止に関するもの		○
		71	市が供給する処理水及び雑用水量・性質が規定値から大幅に変動した場合	○	
	消化ガス	72	消化ガスの供給停止に関するもの	○※10	○※10
		73	市が供給する消化ガスの供給量が使用可能量を下回った又は性状が要求水準書にて定めた一定の変動範囲を超えた場合	○	
	脱水汚泥	74	脱水汚泥の供給停止に関するもの	○※10	○※10
		75	市が供給する脱水汚泥の量・性質が要求水準書にて定めた一定の変動範囲を超えた場合	○	
	施設・設備の契約不適合	76	下水汚泥再資源化施設等の各施設及び各設備等に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合		○
		77	脱水汚泥受入施設等の各施設及び各設備に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合		○
		78	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合（更新した建築施設及び建築設備に関する契約不適合を除く）	○	
	施設の破損	79	事業者の帰責事由による事故・火災等による対象施設の損傷等		○
80		下水汚泥再資源化施設等の施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大		○	
81		脱水汚泥受入施設等の施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大	○		
82		既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の施設・設備の老朽化・劣化によるコスト増大		○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				市	事業者 及び SPC	
維持管理・運営業務段階	維持管理・運営業務費の増大	83	市の帰責事由や事業内容・用途の変更による維持管理・運営業務費の増大	○		
		84	事業者の帰責事由による維持管理・運営業務費の増大		○	
	下水汚泥再資源化物の製造	85	市の帰責事由により要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造が行われない場合	○		
		86	事業者の帰責事由により要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造が行われない場合		○	
	下水汚泥再資源化物の買取	87	要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、市の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合	○		
		88	要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、事業者の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合		○	
	下水汚泥再資源化物の運搬・貯蔵・利用	89	事業者が策定した計画に則った、下水汚泥再資源化物の運搬、貯蔵、肥料利用、燃料利用後の処分に関する責任・費用負担		○	
		90	下水汚泥再資源化物を利活用することに対する利活用先周辺の対応		○	
	事業終了時	事業終了時の手続き	91	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
		事業終了時の施設状態	92	事業終了時の施設・設備に対して、要求水準の未達(引渡条件)		○

以下の工事請負契約書及び維持管理・運営業務委託契約書を参照する場合は、各条項中の「発注者」を「市」として読みかえて適用すること。

※1_税制の変更内容に合わせて適切な負担者を決定する。

※2_工事請負契約書第40条及び維持管理・運営業務委託契約書第32条の規定を前提に、発生した事象を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。

※3_発生した事象を勘案して双方協議の上で、適切な負担者を決定する。

※4_工事請負契約書第37条による。

※5_維持管理・運営業務委託契約書第30条による。

※6_工事請負契約書第41条及び維持管理・運営業務委託契約書第35条による。

※7_工事請負契約書第27条及び56条並びに維持管理・運営業務委託契約書第20条及び第24条の規定を前提に、発生した事象を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。

※8_工事請負契約書第56条による。

※9_維持管理・運営業務委託契約書第16条の規定を前提に、発生した事象を勘案し、双方協議の上で、適切な負担者を決定する。

※10_維持管理・運営業務委託契約書第19条の規定を前提に、発生した事象を勘案し、双方協議の上で、適切な負担者を決定する。